平成２５年（フ）第１３７号
東京都府中市本町４丁目30番地の１セシーズ府中101
債務者　山岸ルシラこと　ヤマギシ　ルシラスンガ
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月14日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１５５号
岡山県倉敷市林250番地１　ロータスガーデンＡ202
債務者　近藤有喜子
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月21日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５２号
岡山県玉野市築港２丁目31番３号
債務者　嶋本　雅治
１　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月11日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５３号
岡山県玉野市築港２丁目31番16号
債務者　嶋本　早苗
１　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月11日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７９１号
東京都墨田区堤通２丁目５－６－306
債務者　嘉藤　　剛
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６８号
静岡市清水区下野東１番21号　ライフビィラアカホリⅡ205号室、住民票上の住所静岡市清水区船越東町727番地の34
債務者　磯　　雄次
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月19日午後１時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０号
沖縄県宜野湾市宜野湾３丁目１番１－303号知念アパート
債務者　田本　徹信
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月19日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１４１号
静岡県浜松市浜北区本沢合373番地の１　三富子壱番館102号室
債務者　鈴木　裕子
１　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月21日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第６７８６号
大阪府枚方市星丘２丁目24番12号
破産者　有限会社エステック
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９６２号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田411番地の５
破産者　有限会社明豊産業運輸
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８０２号
福岡県糸島市二丈武586番地の４
破産者　株式会社さきがけ
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０７４号
福岡市南区大楠２丁目13番９号
破産者　有限会社中尾商店
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５２８号
北海道石狩郡当別町弥生52番地
破産者　河村工業株式会社
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４号
北海道岩内郡共和町国富４番地の４
破産者　有限会社西板金店
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第４８２号
栃木県下野市石橋831番地
破産者　株式会社石橋工業
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４８３号
栃木県下野市上大領206番地２、開始決定時の住所栃木県下野市石橋831番地
破産者　隅内　孝次
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６３４号
栃木県下野市緑２丁目18番地11　サンライズＡ－202号、前住所茨城県古河市西牛谷844番地25　レオパレスシャトルみすみ203号
破産者　貝塚　　誠
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７６３号
栃木県真岡市下大沼403番地
破産者　有限会社丸和井工業
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７６７号
栃木県真岡市下大沼403番地
破産者　石井　勝重
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係